

医薬総発 0906 第 1 号
医薬監麻発 0906 第 1 号
令和 6 年 9 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
（公 印 省 略）
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
（公 印 省 略）

令和 5 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。平成 26 年度からは、一般用医薬品のインターネットでの販売状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行っており、今般、令和 5 年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査について、店舗での販売においては、「要指導医薬品販売における文書による情報提供の有無」等の項目で改善が見られました。「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」については、令和 5 年 4 月 1 日より、濫用等のおそれのある医薬品の対象品目が拡大されたものの、販売時の対応が適切であった割合について低下は見られませんでした。依然として、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」をはじめとして、販売ルールを遵守していない薬局・店舗販売業が存在するため、更なる遵守率の向上に向けて販売ルールの徹底が必要です。

また、前年度までの調査では、一般用医薬品（第一類医薬品を除く。）を購入する前に必ず調査員が専門家へ医薬品の使用方法等について相談した上で購入し、対応状況を調査しておりましたが、今回の調査では相談を行わずに購入する際の店舗での薬剤師・登録販売者の対応状況についても調査を行いました。

については、今回の調査で遵守率が不十分であった項目等を中心に監視指導の強化を行うとともに、販売に従事する薬剤師、登録販売者の資質向上に係る研修等について周知徹底いただくなど、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底に向けた対応をお願いします。